

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第二十二号）（附則第五条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>附則 （四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条及び第二十二条第三号の規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用することができる。この場合において、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいう。）については、第六条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。</p> | <p>附則 （四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条及び第二十二条第三号の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用することができる。この場合において、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいう。）については、第六条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。</p> |